

全国保健師教育機関協議会教育課程委員会
保健師教育評価指標の改正

全国保健師教育機関協議会 教育課程委員会では、2016年「保健師教育評価の指標 全国保健師教育機関協議会版(2016)」を作成しました。

2022年度に向けてた保健師助産師看護師養成所指定規則の改正、「保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度」の改正などの踏まえ、2020年「保健師教育評価の指標(改正版) 全国保健師教育機関協議会版(2020)」に改正しました。

2021年5月 教育課程委員会

保健師教育評価の指標(改正版) 全国保健師教育機関協議会版(2020)

【到達度レベル】
I：少しの助言で自立して実施できる
II：指導の下で実施できる
III：学内演習で実施できる
IV：知識として分かる

【タキソノミー】
●認知領域、■情意領域 ★精神運動領域

大項目	個人/家族 集団/地域	中項目	評価項目	到達度	タキソ ノミー
I. 地域の健康課題の明確化と計画・立案する能力					
1. 地域の健康課題を明らかにし、解決・改善策を計画・立案する	個人/家族	A. 地域の人々の生活と健康を多角的・継続的・包括的にアセスメントする	①自然環境、生活環境、社会文化的な情報、対象者の病態、発達課題の情報に基づき個人/家族をアセスメントできる。	I	●
			②観察や面接、測定など直接的な関わりによって得た情報に基づき、個人/家族が自らの健康課題をどのように捉えているのかをアセスメントできる。	I	●
		B. 地域の顕在的、潜在的な健康課題を明確にする	③健康課題をもちながら自ら表出しない、表出できない個人/家族の予防的、潜在的課題を、地域的・社会文化的背景や過去の対処行動、健康意識の視点から分析できる。	I	●
			④個人/家族の持つ健康課題を解決・改善し健康増進する能力をアセスメントできる。	I	●
		C. 地域の健康課題に対する活動を計画・立案する	⑤個人/家族の健康課題の優先度について、緊急性、重要性、実現可能性、公平性などから多角的に判断できる。	I	●
			⑥健康課題解決・改善のための具体的な目的・目標を個人/家族とともに設定し、目標達成するための支援方法を具体的に提示できる。	I	●
			⑦個人、家族の健康課題に応じて、地域の社会資源や地域住民との交流等を活用した具体的な支援計画を立案できる。	I	●
	集団/地域	A. 地域の人々の生活と健康を多角的・継続的・包括的にアセスメントする	⑧地域の人々の身体的・精神的な健康状態を、収集した情報に基づきアセスメントできる。	I	●
			⑨地域の人々が活用できる社会資源について、既存資料、地区踏査、地域の人々との面談、地区活動などの情報に基づきアセスメントできる。	I	●
			⑩自然環境や社会環境、社会文化的背景が、地域集団（自治体、地区/小地域、学校、事業場）に属する人々の生活や健康へ与える影響をアセスメントできる。	I	●
			⑪個人・家族のアセスメント結果と地区踏査、既存資料、関係者や住民インタビューから得た地区の情報を統合し分析できる。	I	●
		B. 地域の顕在的、潜在的な健康課題を明確にする	⑫収集した情報の分析結果から、顕在化している健康課題を明らかにできる。	I	●
			⑬収集した情報の分析結果から、潜在化している健康課題の有無を判断できる	I	●
			⑭地域（自治体、地区/小地域、学校、事業場）で、健康づくりに関わる地区組織の数や活動内容、行政との協働の状況など多角的な視点から地域の人々の持つ力（健康課題に気づき、解決・改善、健康増進する力）を見出すことができる。	I	●
			C. 地域の健康課題に対する活動を計画・立案する	⑮集団・地域の健康増進能力を高めるための支援目的・目標を設定し、活動計画を立案できる。	I

II. 地域の健康増進能力を高める個人・家族・集団・組織への継続的支援と協働・組織活動及び評価する能力					
2. PDCAサイクルに基づき、地域の人々・関係者・関係機関等と協働して、健康課題を解決・改善し、健康増進能力を高める	個人/家族	D. 活動を展開する	⑯個人/家族の生活様式、行動様式、経済状況、習慣、価値観など生活に配慮した支援計画の立案、支援ができる。	II	★
			⑰個人/家族の健康課題に応じた保健指導（健康教育・健康相談・家庭訪問）を実施できる。	II	★
			⑱個人/家族の健康課題解決のために、個別支援と集団的・組織的アプローチを組み合わせ活用できる。	II	★
		E. 地域の人々・関係者・関係機関等と協働する	⑲個人/家族の支援の際に、協働する地域の人々・関係者・機関の人とお互いの立場を尊重し信頼関係を築くことができる。	II	★
			⑳個人/家族の支援の際に、協働する地域の人々・関係者・機関の人と、相互の役割を認識し、連携・協働できる。	II	★
		F. 活動を評価・フォローアップする	㉑個人/家族の支援の際に、評価結果を生かした次回の支援計画を立案できる。	I	★
	㉒評価結果からその後の継続的な関わりが必要な対象を抽出できる。		II	●	
	集団/地域	D. 活動を展開する	㉓地域の人々とコミュニケーションを取りながら、人々が主体的に意思決定できるよう支持的な立場で支援できる。	III	●
			㉔個人/家族と組織的アプローチ等を組み合わせた活動を取り上げ、支援方法を考えることができる。	II	●
		E. 地域の人々・関係者・関係機関等と協働する	㉕健康課題の解決のため、保健師が協働する地域のキーパーソンや関係者とコミュニケーションをとりながら信頼関係を構築することができる。	II	★
F. 活動を評価・フォローアップする		㉖活動の評価結果に基づき、その後の集団/地域の活動の継続やスクラップアンドビルドの必要性について示すことができる。	III	●	
III. 地域の健康危機管理能力					
3. 地域の健康危機管理を行う	個人/家族	G. 平時から健康危機管理体制を整える	㉗特定の個人/家族に生じる健康危機（虐待、DVなど）の背景、発生機序、支援にあたっての問題・課題を分析し、発生予防・減災対策の教育活動を行える。	II	★
		H. 健康危機の発生に対応する	㉘健康危機（虐待、DVなど）発生時に個人、家族の情報交換を迅速に行える体制（関係者・期間、情報の授受の方法、共有する情報等）を整え対応できる。	III	●
		I. 健康危機からの回復に対応する	㉙特定の個人/家族の健康危機（虐待、DVなど）への対応と管理体制を評価し、課題への対応策を計画できる。	IV	●
	集団/地域	G. 平時から健康危機管理体制を整える	㉚感染症による健康危機発生時に備えた集団、地域への平常時の対応策（健康危機の発生防止、健康危機発生時に備えた準備）を提案できる。	III	●
			㉛災害による健康危機発生時に備えた集団、地域への平常時の対応策（健康危機の発生防止、健康危機発生時に備えた準備）を提案できる。	III	●
		H. 健康危機の発生に対応する	㉜集団/地域で発生した健康危機（感染症）の原因を分析し、解決・改善・予防策を立案できる。	III	●
			㉝健康危機（災害）発生時に、集団、地域の中で被害が拡大する要因を検討し、被害の拡大を防止する方法を提案できる。	III	●
			㉞特定の集団/地域の健康危機（感染症）を支援するチームとなる関係者・機関との連絡調整を実施できる。	III	●
			㉟特定の集団/地域の健康危機（災害）を支援するチームとなる関係者・機関との連絡調整を実施できる。	III	●
		I. 健康危機からの回復期に対応する	㊱健康危機の発生に伴って生じる集団/地域の健康課題の内容、時期に応じた対策を計画できる。	III	●
			㊲健康危機（災害）発生からのコミュニティの再構築に向けた支援を計画できる。	III	●

IV. 地域の健康水準を高める事業化・施策化・社会資源開発・システム化する能力					
4. 地域の人々の健康を保障するために、公平・公正に制度や資源を管理・開発する	J. 事業化する	㉔地域の人々の特性・ニーズ、健康課題にかかわる情報収集・分析から、法令や組織の方針・計画との整合性を踏まえて事業を立案できる。	III	●	
		㉕（地方自治体における）予算のしくみを理解し、根拠に基づき予算案を作成できる。	IV	●	
		㉖事業をストラクチャー・プロセス・アウトカムの観点から評価し成果を説明できる。	III	●	
	K. 施策化する	㉗必要な情報を収集し施策化の必要性を明確にできる。	I	★	
		㉘施策化の必要性を伝えるために関係する部署・機関と協議・交渉できる。	III	●	
	L. 社会資源を活用・開発・管理する	㉙特定の地域の健康課題を解決するために活用できるフォーマル・インフォーマルな社会資源の利用上の問題を分析できる。	II	●	
		㉚地域の既存の資源をアセスメントし、新たな社会資源を開発できる。	III	●	
		㉛健康課題にかかわる社会資源が機能しているか継続的に評価・改善できる。	III	●	
	M. ケアシステムを構築する	㉜健康課題の解決のために、システムを構成する関係者・関係機関が、どのような役割・機能を担っているか現状を分析できる。	III	●	
		㉝関係機関や地域の人々と協働して地域ケアシステムを構築できる。	III	●	
V. 専門的な自律と継続的な質の向上能力					
5. 保健・医療・福祉及び社会に関する最新の知識・技術を主体的・継続的に学び、実践の質を向上させる	N. 倫理的課題に対応する	㉞地域の人々の生命・健康、人間としての尊厳と権利を擁護できる。	I	★	
		㉟保健師活動の基本理念としての社会的正義・公正に基づき支援ができる。	II	★	
	O. 研究の成果を活用する	50 研究成果を健康教育や健康相談など実践場面で公衆衛生看護活動に活用できる。	II	★	
		51 地域住民の健康や生活の質の向上において、保健師活動の研究・開発を行うことができる。	IV	●	
	P. 継続的に学ぶ	52 保健医療福祉の専門職に必要な社会情勢・知識・技術について、自ら進んで自己学習を継続できる。	I	★	
		53 組織としての人材育成方を理解し、自己研鑽に活用することができる。	IV	●	
Q. 保健師としての責任を果たす	54 保健師として活動するための自己の課題を明示できる。	I	★		
VI. 公衆衛生看護の対象と活動の場に応じた対象別実践能力					
6. 地域で生活する人々の健康の維持増進と予防を行う公衆衛生看護に必要な実践能力と応用力を養う	母子保健	55 乳幼児および保育者の健康課題を解決するため、対応力、発達段階を踏まえた支援計画を立案し、実施、評価できる。	II	★	
	成人保健	56 成人の健康課題を解決するため、生活習慣や家族の発達段階を踏まえた支援計画を立案し、実施、評価できる。	II	★	
	高齢者保健活動	57 高齢者および家族の健康課題を解決するため、生活や対応力、発達段階を踏まえた支援計画を立案し、実施、評価できる。	II	★	
	障害者保健活動	58 疾患や障害をもつ人と家族の生活や健康課題を解決するため、生活や家族関係、対処能力、社会資源を踏まえた支援計画を立案し、実施、評価できる。	II	●	
	感染症の保健活動	59 感染者、感染症患者の特徴と疾患管理の課題を踏まえた支援計画を立案し、実施、評価できる。	II	●	
		60 集団や地域を対象とした、感染症の集団感染の予防に向けた計画を立案し、実施、評価できる。	III	●	
	学校保健活動	61 学校の健康課題を解決するため、児童、生徒の発達段階や生活の特徴を踏まえた保健教育、保健管理、組織活動を学校関係者とともに計画立案し、実施、評価できる。	II	★	
	産業保健活動	62 労働者の健康の保持増進、快適な職場環境づくりに向けた計画を立案し、実施、評価できる。	II	★	